

県南地区 2024年1月31日(水)10:30～12:00
 鹿行地区 2024年1月31日(水)14:00～15:30
 県西地区 2024年2月7日(水)13:30～15:00
 県北・県央地区 2024年2月9日(金)13:30～15:00

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例による規制の概要

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課

1 条例制定の目的

廃棄物処理法など既存法令による規制の無い、金属スクラップなどの有価物（再生資源物）の不適正な屋外保管により、崩落、火災等の事故や搬入搬出時の騒音・振動の発生などによる問題が発生している。

このため、県民の安全や生活環境の保全を図ることを目的として、屋外の再生資源物の適正な保管に関し必要な規制を定めた「茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例」を制定し、令和6年4月1日から施行することとしたもの。

2 再生資源物の屋外保管に関して規制の対象となるもの

区分	内容
対象者	業として再生資源物の取引を行うため、屋外に再生資源物を保管する事業者 ※廃棄物処理許可施設、自動車リサイクル許可施設（自動車リサイクル法）で再生資源物を屋外保管する事業者を除く
対象保管物	使用を終了し、収集された金属、プラスチック、ゴム、ガラス、コンクリート、陶磁器、木材を原材料とするもの（分解、破碎、圧縮等の処理がされたものを含む。）又はこれらの混合物 ※廃棄物及び有害使用済機器を除く

Q1：業として再生資源物の取引を行うものとは？

A1：

- 継続反復して、再生資源物を収集し、その再生資源物若しくはその再生資源物を処理（分解、破碎、圧縮等）したものを販売する者のこと。
例：①金属スクラップを収集し、選別・圧縮して転売する。
②電気製品や電線を破碎し、プラスチックと金属に分別し販売する。
- 原材料を購入し、最終製品を生産する場合は該当しない。
例：鉄スクラップを購入し鋳物製品を生産する。

Q2：金属スクラップを溶かして地金をつくる場合は、条例の対象となるか？

A2：

- 溶かす前の金属スクラップの屋外保管は条例の規制対象となる。ただし、溶かした地金は条例の保管基準の対象外となる。

< 条例適用整理表 >

再生資源物の原材料	屋外保管事業場で行う処理	処理された再生資源物		保管事業場許可①	処理後物の保管基準適用②	処理後物を許可敷地外に保管する場合の許可	
		最終製品①	融解等②				
金属	無し・分別	金属くず	×	×	要	適用	要
	分解	金属くず	×	×	要	適用	要
	破砕	金属くず	×	×	要	適用	要
	圧縮	金属塊	×	×	要	適用	要
	融解・圧延	地金・厚板	×	○	要②	非適用②	不要②
	融解等	鋳物製品等	○	○	不要①	—	—
プラスチック	無し・分別	プラスチックくず	×	×	要	適用	要
	破砕	フレーク	×	×	要	適用	要
	圧縮	プラスチック塊	×	×	要	適用	要
	融解・押出	ペレット、PRF	×	○	要②	適用③	適用③
	融解・押出等	プラスチック製品	○	○	不要①	—	—
ガラス	無し・分別	ガラスくず	×	×	要	適用	要
	破砕	カレット	×	×	要	非適用④	不要④
		造粒砂	×	×	要	非適用④	不要④
	融解	ガラス塊	×	○	要②	非適用②	不要②
融解等	ガラス製品	○	○	不要①	—	—	
コンクリート・陶磁器	無し・分別	コンクリートガラ・陶磁器くず	×	×	要	適用	要
	破砕	再生砕石	×	×	要	非適用④	不要④
ゴム	無し・分別	ゴム	×	×	要	適用	要
	破砕	ゴムチップ(燃料)	×	×	要	適用	要
	破砕・圧縮等	ゴム(材料)	×	×	要	適用	要
	融解等	カーボンブラック	×	○	要②	適用③	適用③
	融解等	ゴム製品	○	○	不要①	—	—
木材	無し・分別	木材	×	×	要	適用	要
	破砕	木材チップ(燃料)	×	×	要	適用	要
	圧縮成形	木質ペレット(燃料)	×	×	要	適用	要
	圧縮成形等	木製品	○	○	不要①	—	—

①	最終製品（それ以上処理を加えずに使用することができる製品。ただし、資材や燃料として使用されるものを除く。）を製造するための原料としての再生資源物の保管は、業として再生資源物の取引を行うための再生資源物の保管に該当しないため、条例は適用されない。
②	融解等の処理を行った再生資源物については保管基準は適用しない。したがって、処理を行った再生資源物のみを場外に保管する場合、その保管場について条例は適用しない。
③	②に該当するもののうち、プラスチックのペレットや、ゴムを処理した物については、保管による火災の危険が高いため、保管基準を適用する。
④	①(最終製品)、②(溶融等)に該当しないが、崩落や火災によるリスクがほとんど無いことから保管基準を適用しない。

【参考】

廃棄物を処理して製造された有価物については、再生資源物の定義（使用を終了し、収集された木材等を原材料とするもの（廃棄物に該当するものを除く））に該当しないので条例は適用されない。

Q3：屋外保管とは？

A3：

- 屋内保管（屋根があり四方が壁や扉等で囲まれ、保管物が飛散・流出しないよう密閉されている状態）でない場合を屋外保管とする。
- 操業中は扉等が空いていても差し支えないが、夜間等は密閉されていること。

Q4：コンテナに保管する場合は屋外保管に該当しないのか？

A4：

- 再生資源物をコンテナごと運搬する場合、コンテナは容器に該当するので、屋外にコンテナ保管をする場合は屋外保管に該当する。ただし、コンテナを地面に固定して建築物と同様に使用する場合は、屋内保管とみなす。

3 屋外保管事業場の設置許可

- 新たに屋外保管事業場を設置する場合、屋外保管事業場ごとに県知事の許可（5年更新）を受ける必要がある。ただし、屋外保管事業場が以下に当たる場合は許可を受ける必要はない。
 - ・ 廃棄物処理法による許可を受けた一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設
 - ・ 自動車リサイクル法による解体業の許可を又は破砕業の許可を受けた者の当該許可に係る事業場
 - ・ 県廃棄物適正化条例による許可を受けた指定処理施設等
 - ・ 敷地面積が100㎡を超えない場合
- 2024年4月1日に既に屋外保管事業場を設置している事業者は、6ヶ月以内に所定の届出をすれば、許可を受けたものとみなす。

Q5：敷地面積が100㎡以下の屋外保管事業場が2つ公道を挟んで立地している場合、許可は不要か？

A5：

- 2つの屋外保管事業場で再生資源物の移動があり、合計の敷地面積が100㎡を超える場合は、一体の屋外保管事業場とみなし、許可の対象となる。

4 屋外保管の基準

1	屋外保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。 <ul style="list-style-type: none">(1) 屋外保管事業場の周囲に、外部から屋外保管の状況が確認できる構造の囲いが設けられていること。(2) 外部から見やすい箇所に、屋外保管事業場である旨その他次に掲げる事項を表示した縦及び横それぞれ60センチメートル以上の掲示板が設けられていること。<ul style="list-style-type: none">・ 許可の年月日及び許可番号・ 保管する再生資源物・ 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先・ 容器を用いずに保管する場合にあっては、保管の高さの最高値
2	屋外保管事業場から再生資源物又は当該保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。 <ul style="list-style-type: none">(1) 保管する再生資源物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。(2) 容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた再生資源物の高さが、規定の保管の高さ（高さ5m以内、勾配1：2以下など）を超えないようにすること。

	(3) 屋外保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、屋外保管事業場の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。
	(4) 保管する再生資源物に応じ、屋外保管事業場から再生資源物又は当該保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないようにすること。
3	屋外保管事業場において騒音又は振動が発生する場合にあっては、当該騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
4	屋外保管事業場における火災の発生又は延焼を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。 <ul style="list-style-type: none"> ・再生資源物がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して保管すること ・再生資源物に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合にあっては、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること ・再生資源物の一の保管の単位の面積を 200 平方メートル以下とすること。 ・隣接する再生資源物の保管の単位の間隔は、2メートル以上とすること（当該保管の単位の間には不燃材料の仕切りが設けられている場合を除く。） ・その他必要な措置
5	屋外保管事業場には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

Q6：フレコンは容器に該当するか？

A6：

- フレコンは容器に該当するので、高さや傾斜の制限の対象外だが、保管にあたっては崩落しないよう積上段数に留意すること。

5 記録の作成等

許可屋外保管事業場設置者は、屋外保管事業場ごとに次に掲げる事項を記載した屋外保管に関する記録を翌月末までに作成し、作成の日から5年間保存する必要がある。

- 受け入れた再生資源物並びにその受入年月日及び受入先ごとの受入量
- 搬出した再生資源物並びにその搬出年月日及び搬出先ごとの搬出量

6 屋外保管事業場の変更

(1) 変更許可

次に掲げる事項を変更しようときは、県の許可を受ける必要がある。

- 屋外保管事業場の設置の場所
- 屋外保管事業場の面積、保管する再生資源物並びにその保管量及び保管の高さ
- 屋外保管事業場の設置に関する計画

(2) 軽微変更の届出

(1)のうち、次に掲げる軽微な変更等である場合は、所定の様式により届け出を行う。

- 屋外保管事業場の設置の場所に係る変更（地域の名称の変更又は地番の変更に伴うものに限る。）
- 許可屋外保管事業場設置者が法人である場合におけるその役員又は使用人で、本店又は支店の代表者等であった者の氏名若しくは住所に係る変更
- 屋外保管事業場の構造に係る変更（災害の防止に支障及び生活環境の保全に悪影響を及ぼすおそれがない変更として知事が別に定めるものに限る。）

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更
- 屋外保管事業場における災害の防止及び生活環境の保全のための計画の変更
- 許可屋外保管事業場設置者に係る法定代理人、役員、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者、使用人で、本店又は支店の代表者等であった者の変更
- 屋外保管事業場の廃止、休止、若しくは休止した屋外保管事業場の再開

7 屋外保管事業場の譲受け・借受け

- 許可を受けた屋外保管事業場の設置者から屋外保管事業場を譲り受け、又は借り受けようとする場合は、県知事の許可を受ける必要がある。
- 譲受け等の許可の際も、許可の基準を満たす必要がある。
- 許可を受け屋外保管事業場を譲り受け、又は借り受けた者は、許可屋外保管事業場設置者の地位を承継する。

8 許可屋外保管事業場設置者の合併等

(1) 合併

- 許可屋外保管事業場設置者である法人が合併する場合（許可屋外保管事業場設置者である法人と許可屋外保管事業場設置者でない法人が合併する場合において、許可屋外保管事業場設置者である法人が存続するときを除く。）は、申請により県知事の認可を受ける必要がある。
- 上記において、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、許可屋外保管事業場設置者の地位を承継する。

(2) 分割

- 許可屋外保管事業場設置者である法人が分割する場合（当該許可に係る屋外保管事業場を承継させる場合に限る。）は、申請により県知事の認可を受ける必要がある。
- 上記において、分割により屋外保管事業場を承継した法人は、許可屋外保管事業場設置者の地位を承継する。

(3) 相続

- 許可屋外保管事業場設置者について相続があった場合、相続人は相続の日から30日以内に所定の届出を行い、許可屋外保管事業場設置者の地位を承継する。

9 申請手数料

- 屋外保管事業場の許可・認可に係る申請手数料は下記のとおり。申請の際は、茨城県収入証紙を申請書に貼り付けること。（収入証紙は、収入印紙とは異なるので購入にあたっては留意すること。）
- なお、既存屋外保管事業場のみなし許可のための届出には手数料は不要である。

区分	金額	
	紙申請	電子申請
屋外保管事業場設置許可申請手数料	57,000円	56,860円
屋外保管事業場設置許可更新手数料	48,000円	47,860円
屋外保管事業場設置変更許可申請手数料	44,000円	43,860円
屋外保管事業場譲受け又は借受け許可申請手数料	32,000円	31,860円
屋外保管事業場設置法人合併等認可申請手数料	32,000円	31,860円

10 行政処分について

処分内容	該当要件
勸告	<ul style="list-style-type: none"> ・設置した屋外保管事業場が屋外保管の基準に適合しなくなったとき ・屋外保管事業場設置者が違反行為をしたとき（他人に対して違反行為をすることを要求等したときを含む。） ・許可屋外保管事業場設置者が許可に付した条件に違反したとき
公表	<ul style="list-style-type: none"> ・勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき
命令 (改善措置、 使用停止)	<ul style="list-style-type: none"> ・勧告を受けた者が、その勧告に従わなかった旨を公表された後においても、なお、その勧告に係る措置をとらなかったとき
許可の取消し	<p>(取り消されなければならない)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心身の故障により、屋外保管の業務を適切に行うことができないとき ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ないとき ・禁錮以上の刑又は廃掃法、浄化槽法、この条例若しくは茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例（以下「廃棄物適正化条例」という。）その他生活環境の保全を目的とする法令若しくはこれらの法令若しくは条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定による刑の執行から5年を経過しないとき ・<u>廃掃法若しくは浄化槽法又はこの条例若しくは廃棄物適正化条例の規定により許可を取り消された日から5年を経過しないとき</u> ・屋外保管に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められるとき ・暴力団員等であるとき、暴力団員等がその事業活動を支配するとき ・未成年者の法定代理人、法人でその役員若しくは使用人で、本店又は支店の代表者等であつた者又は個人の使用人で、本店又は支店の代表者等であつた者が欠格要件に該当するとき ・違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求等したときで情状が特に重いとき、又は第11条第3項の処分に違反したとき ・不正の手段により許可を受けたとき <p>(取り消すことができる)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外保管事業場が屋外保管の基準に適合しなくなったとき又は許可に付した条件に違反したとき
報告徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外保管の状況その他必要な事項の報告
立入検査	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外保管事業場又は屋外保管事業場設置者の事務所若しくは事業場その他の施設に立ち入り、書類その他の物件の検査、又は関係者への質問
事故時の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外保管事業場における火災の発生その他の事故が発生したことにより災害の防止上又は生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるとき（その支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない） ・屋外保管事業場設置者が応急の措置を講じていないと認めるとき

	(屋外保管事業者に対して、応急の措置を講ずべきことを命ずることができる)
--	--------------------------------------

11 罰則について

法人の代表者等が違反行為を行った場合、行為者のほか、その法人等にも罰金刑が科される。

違反行為	罰則内容		
	2年以下の懲役 又は 100万円以下の 罰金	6月以下の懲役 又は 50万円以下の 罰金	30万円以下の 罰金
無許可設置	○		
無許可変更	○		
不正手段による許可取得	○		
命令違反	○		
無許可での施設譲受け等	○		
使用前検査違反		○	
事故に係る応急措置命令違反		○	
変更等の届出違反			○
相続の届出違反			○
報告違反			○
立入検査違反			○

12 既存屋外保管事業場の届出書の提出について

- 所定の届出書に所定の事項を記載するとともに、次の書類を添付すること。
 - ① 屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該屋外保管事業場の付近の見取図
 - ② 屋外保管事業場の用に供する土地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し
 - ③ 届出者が屋外保管事業場の用に供する土地の所有権を有しない場合にあつては、当該土地を使用する権利を有することを証する書面
 - ④ 届出者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - ⑤ 届出者が個人である場合には、住民票の写し及び条例第7条第1項第2号アに該当しないことを証する書類（成年被後見人及び被保佐人で無いことの証明（登記事項証明書）など）
 - ⑥ 届出者が条例第7条第1項第2号アからタまで（欠格事由）に該当しない者であることを誓約する書面
 - ⑦ 届出者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び条例第7条第1項第2号アに該当しないことを証する書類
 - ⑧ 届出者が法人である場合には、役員住民票の写し及び条例第7条第1項第2号アに該当しないことを証する書類
 - ⑨ 届出者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、これらの者の住民票の写し及び条例第7条第1項第2号アに該当しないことを証する書類（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

- ⑩ 届出者に第 11 条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び条例第 7 条第 1 項第 2 号アに該当しないことを証する書類
- ⑪ 保管している再生資源物及びその数量を記載した記録の写し
- ⑫ 条例施行日以前に設置された屋外保管事業場であることを証明するもの

- 提出部数は正本 1 部、副本 2 部。申請者等の控えが必要な場合は別途用意すること。
- 届出書に押印の必要はない。
- 添付書類の証明書については、原本を正本に添付し、副本はコピーで差し支えない。
- 行政書士等が申請を代理する場合、委任状を添付すること。
- 提出は原則として県庁（廃棄物規制課）への持参とすること。
- 届出書や添付書類の記載例については、令和 6 年 3 月末までに県廃棄物規制課のホームページに掲載する。

Q 7 : 条例施行日以前に設置されていた屋外保管事業場であることを証明するものとは、具体的にどのようなものか？

A 7

- 屋外保管事業場設置に係る工事記録、再生資源物の取引記録、撮影日時が分かる写真などが想定される。

13 新規に屋外保管事業場を設置する場合

- 令和 6 年 4 月 1 日以降に再生資源物の屋外保管事業場を設置する場合は、設置許可申請に先立ち、事前審査手続きを行うこととなる。
- 事前審査手続きの詳細については、令和 6 年 3 月末までに県廃棄物規制課のホームページに掲載する。

14 本条例に関する質問について

- 別添質問票の形式により、県廃棄物規制課施設指導グループ宛て、電子メールか FAX で問い合わせること。
- 質問内容について県から問い合わせをする場合があるので、質問者名及び連絡先は必ず記載すること。
- 上記の質問の回答については、順次、県廃棄物規制課のホームページに掲載するので参考にされたい。

<問い合わせ先>

水戸市笠原町 978 番 6

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課施設指導グループ

TEL 029-301-3027 FAX 029-301-3021

e-mail haitai2@pref.ibaraki.lg.jp



廃棄物規制課HP
条例関係QRコード

既存屋外保管事業場届出書			
			年 月 日
茨城県知事 殿			
届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号			
茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例付則第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。			
屋外保管事業場の設置の場所			
屋外保管事業場の面積		m ²	
保管する再生資源物並びにその保管量及び保管の高さ	原材料	保管量 (m ³)	保管の高さ (m)
	木材		
	ゴム		
	金属		
	ガラス		
	コンクリート		
	陶磁器		
	プラスチック		
△屋外保管事業場の設置に関する計画	屋外保管事業場の構造及び設備	囲い、門扉、事務所、その他の建築物、工作物の構造が分かる資料を添付する。	
	その他屋外保管事業場の構造等に関する事項	再生資源物を処理(破碎、分解、圧縮、溶融等)する施設がある場合は、その構造が分かる資料を添付する。	
△屋外保管事業場における災害の防止及び生活環境の保全のための計画	再生資源物の飛散及び流出の防止に関する事項	構造上(ハード面)及び維持管理(ソフト面)で飛散・流出防止措置を行っている事項について記載する。	
	公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項	排水溝、油分離装置などの水処理装置、浸透防止のための舗装などとそれらの機能を維持・管理するために定めている事項を記載する。	
	火災の発生の防止に関する事項	消火器、スプリンクラー、火災報知機等の設置及びそれらを維持管理するために定めている事項及び発火や延焼を防止するために行っている事項を記載する。	
	騒音又は振動等の発生の防止に関する事項	低騒音・振動型重機の導入、防音壁の設置、早朝・夜間の作業を行わないことなど	
	その他屋外保管事業場の災害の防止に関する事項	地震、台風などの災害時における保管物の崩落、飛散防止措置について記載する。	

届出者		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	所在地	
法定代理人 (届出者が未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	所在地	
役員 (法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
役員 (届出者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本	籍
		割	住	所

第11条に規定する使用人（届出者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、屋外保管事業場の構造及び設備については、当該屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図等の図面を含むこと。
- △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 「法定代理人（届出者が未成年者である場合）」の欄から「第11条に規定する使用人（届出者に当該使用人がある場合）」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

「茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例」質問票

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課施設指導Gあて

(FAX 029-301-3021 e-mail haitai2@pref.ibaraki.lg.jp)

質問者名	
連絡先	
質問内容	